年 月 日

富士宮市長 様

(前)所有者 住 所 氏 名 携帯等連絡先

> 移住者 住 所 氏 名 携带等連絡先

誓 約 書 兼 同 意 書

私は、富士宮市空家改修費補助金交付要綱に定める趣旨等を理解し、下記の事項を確認し、誓 約、同意いたします。

記

- 1 売買契約後旧所有者が改修の場合 □
 - (1) 補助金申請者誓約同意事項

誓約事項に違反し、又は申請内容について事実と異なることが明らかとなったときは、市 長の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還すること。

(2) 移住者誓約同意事項

補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して10年間補助対象空家に居住すること。

- 2 売買契約後移住者が改修の場合 □
 - (1) 補助金申請者誓約同意事項

誓約事項に違反し、又は申請内容について事実と異なることが明らかとなったときは、市 長の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還すること。

(2) 移住者誓約同意事項

補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して10年間補助対象空家に居住すること。

- 3 賃貸借契約後所有者が改修の場合 □
 - (1) 補助金申請者誓約同意事項

誓約事項に違反し、又は申請内容について事実と異なることが明らかとなったときは、市 長の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還すること。

- (2) 所有者誓約同意事項
 - ア 補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して10年間補助対象空家を移住者に限り賃貸することができる物件(以下「移住者限定賃貸物件」という。)として移住者に貸し出すこと。
 - イ 補助対象空家は移住者限定賃貸物件としてのみ運用し、目的外の利用をしないこと。
- (3) 移住者誓約同意事項
 - ア 補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して10年間補助対象空家に居住すること。
 - イ 補助対象空家は移住者限定賃貸物件としてのみ運用し、目的外の利用をしないこと。

4 賃貸借契約後移住者が改修の場合 □

(1) 補助金申請者誓約同意事項

誓約事項に違反し、又は申請内容について事実と異なることが明らかとなったときは、市 長の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還すること。

- (2) 所有者誓約同意事項
 - ア 補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して10年間補助対象空家を移住者に限り賃貸することができる物件(移住者限定賃貸物件)として移住者に貸し出すこと。
 - イ 補助対象空家は移住者限定賃貸物件としてのみ運用し、目的外の利用をしないこと。
 - ウ 移住者が、当該申請に係る改修を行うこと。
- (3) 移住者誓約同意事項
 - ア 補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して10年間補助対象空家に居住すること。
 - イ 補助対象空家は移住者限定賃貸物件としてのみ運用し、目的外の利用をしないこと。
- 5 共通誓約同意事項 □
 - (1) 市が行う空き家等対策及び移住・定住施策に関わる広報活動のために、補助事業に係る写真データの提供などに協力すること。
 - (2) 市長の指示に従い、補助対象空家の運用状況を報告し、また、市からの調査等の依頼があった場合は、調査に協力すること。
 - (3) 誓約及び同意事項が遵守されているか確認するために、市の職員が固定資産課税台帳及び住民基本台帳に記録されている事項を閲覧すること。
 - (4) 補助要件審査のため、市税等の納付状況についても市の職員が照会すること。
 - (5) 暴力団関係者ではないこと。
 - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても適切に管理すること。